

## 第1節 防災意識の高揚

### 方針

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

### 計画

#### 第1 防災知識の普及啓発

町は、府及び関係機関と連携し、過去の災害教訓等を踏まえ、地震・津波災害時の危険性を周知するとともに、住民が災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

##### 1. 普及啓発の内容

###### (1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

###### (2) 災害への備え

- ア 1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- エ 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- オ 避難場所、避難路、避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法等の確認
- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- キ 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

ク 地震保険、火災保険の加入の必要性

(3) 災害時の行動

ア 身の安全の確保方法

イ 情報の入手方法

ウ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

エ 避難行動要支援者への支援

オ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

カ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動

キ 初期消火、救出救護活動

ク 心肺蘇生法、応急手当の方法

ケ 避難生活に関する知識

コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

シ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2. 普及啓発の方法

(1) 広報紙、防災ハンドブック等による啓発

台風、洪水、津波、火災、地震などに関する防災意識の普及のための記事を定期的に広報紙等へ掲載するとともに、防災ハンドブックや防災マップを各世帯へ配布するほか、ケーブルテレビやビデオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

## 第2 防災教育

### 1. 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

(1) 教育の内容

ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識

イ 防災情報の正しい知識

ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方

法

エ 災害等についての知識

オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

ア 防災週間等を利用した訓練の実施

イ 教育用防災副読本、ビデオの活用

ウ 特別活動等を利用した教育の推進

エ 防災関係機関との連携

オ 緊急地震速報等、防止に関する科学技術の活用

カ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

町教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

学校は、「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

## 2. 消防団等による防災教育

消防団は、泉州南消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うよう努める。  
町は、消防団の取組みについて支援するよう努める。

## 第3 災害教訓の伝承

町及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

## 第2節 自主防災体制の整備

### 方 針

---

町及び泉州南消防組合は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

### 計 画

---

#### 第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、町は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

#### 第2 自主防災組織の育成

町は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

##### 1. 活動内容

###### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（講習会の開催など）

- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あつせん、家具の安全診断・固定建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

#### （2）災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 避難所の自主的運営

### 2. 育成方法

町は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 防災資機材の配付または整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- オ 防災訓練、応急手当訓練の実施

### 3. 各種組織の活用

町は、地区会、婦人会等の公共的団体及び少年消防クラブなど防災・防火に関する組織における自主的な防災活動の促進を図る。

## 第3 事業所における自主防災体制の整備

町及び府は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等の積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結を推進する。

### 1. 啓発の内容

#### （1）平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の作成
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常時マニュアルの整備、防災用品の整備など）

- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
  - オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
  - カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）
- (2) 災害時の活動
- ア 避難誘導（安否確認（従業員の家族を含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
  - イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
  - ウ 初期消火（消火器や消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
  - エ 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）
  - オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

## 2. 啓発の方法

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

## 第4 救助活動の支援

町及び泉州南消防組合は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備するよう努める。

## 第3節 ボランティアの活動環境の整備

### 方針

---

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、町では地域のボランティア活動の支援を推進する。

さらに、町、府、町社会福祉協議会、その他のボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

### 計画

---

#### 第1 受入れ窓口の整備

町社会福祉協議会は、町と連絡調整を行いながら、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口を運営する。

#### 第2 事前登録

町は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に協力する。

#### 第3 人材育成

関係機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの育成に努める。

#### 第4 受入れ及び活動拠点の整備

町は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。

## 第4節 企業防災の促進

### 方 針

---

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。

また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）<sup>\*</sup>の取組みを通じて、防災活動の推進に努めることとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町との協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

町は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

#### ※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）